

日本学生フライヤー連盟ハラスメント規定

二〇一六年四月二十二日施行

宣言

日本学生フライヤー連盟(以下、日本学連)、日本学連公認大会実行委員会はイベントにおいて全参加者がその権利を侵害されることなく能力を十分に発揮し、自由及び権利を享受できるイベント運営を目標とする。そのためにハラスメントを防止し良好な環境を維持発展することに全力を尽くす。

(※)ハラスメント(Harassment)とはいろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。(詳細は別紙)

序文

本規定の対象となるのは日本学連が公認、後援を与える大会、イベント及び、主催者が本規定を適用することを表明した全ての大会、イベントとする。(以下、単に「大会」とする)

第一章 窓口

第一条

大会開催中およびそれに付帯する活動におけるハラスメントの対応判断は、当該大会の実行委員長及びその命を受けたものが行う。

また、当事者および大会実行委員長は日本学連および公益社団法人日本ハング・パラグライダー連盟に対応を依頼することが出来る。その場合、大会実行委員はその指示に従い必要な行動をとる。

第二条

被害の訴えを受けた者は、すみやかに訴え出た者を保護する責任を負う。

第三条

対応する者は別に定めるガイドラインに沿って公正な調査を行い、判断を下す。ハラスメントに関するあらゆる判断は当事者双方にとって客観的でなければならない。双方に弁明の機会無く一方的な処分を科すことはできない。

第四条

日本学連の相談窓口は相談者の希望にあわせて男性、女性の担当者から選ぶことが出来る。

第二章 対応

第五条

大会開催期間中にハラスメント行為を受けたもの、または目撃したものは大会実行委員会に対して対応を口頭で依頼することが出来る。

調査の結果に基づき、大会実行委員長と副実行委員長は以下の対応をとることが出来る。

1. ハラスメント行為を行った者が選手であった場合、即時失格とする。
2. ハラスメント行為を行った者の当該大会への選手、スタッフを含むあらゆる形の参加をその時点より禁止する。

第六条

日本学連理事会は、大会実行委員会もしくは当事者からの訴えにより別に定めるガイドラインに沿った調査を行う。

調査の結果に基づき、日本学連理事会は以下の対応をとることが出来る。

1. ハラスメント行為を行った者に対し最長で六年間、日本学連会員資格を停止する。
2. ハラスメント行為を行った者に対し、日本学連公認大会に対するあらゆる形での参加を無期または一年以上の間禁止する。

日本学生フライヤー連盟ハラスメント相談窓口

E-mail: jsff.toiawase@gmail.com

公益社団法人 日本ハング・パラグライディング連盟 事務局

〒114-0015 東京都北区中里 1-1-1 ルトゥール駒込 301

TEL: 03-5834-2889 FAX: 03-5834-2089

E-mail: info@jhf.hangpara.or.jp

ハラスメント定義

2016年4月22日作成

ハラスメント (Harassment) とはいろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言う。他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。

以上で記述される「言動」には、口頭での発言や身体接触によるものにとどまらず、メールの送信、ブログ、ツイッター、掲示板等への書き込みその他インターネット上を含むあらゆる情報の発信行為も含まれる。

1. セクシュアル・ハラスメント

本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指す。

性的な経験・性生活について話題にしたり、下着のサイズや色を尋ねたりする、相手が望まないのに体に触れる、「恋人はいるの?」とか「性的経験は?」などと個人的な質問や性的な質問をくり返すなどプライバシーに立ち入り過ぎる、相手が望まないのにしつこく交際を迫る、また、抱きついたりキスしたり、手を握るなど性的な関係を強要する。

これらの行為はすべてセクシュアル・ハラスメントに該当する。

2. パワー・ハラスメント

年齢や指導経験、競技経験や人間関係などの優位性を背景に、適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は環境を悪化させる行為。

例えば権力を背景にして相手の存在を認めないような態度を継続的にとる。多数の者がいるところで罵倒する。後輩や学生を軽視、侮蔑したり、仲間はずれにしたりする。業務上関係のない物事を慣習として強制する。

相手の評判を落とすようなことを言いふらす。不必要にプライバシーに踏み込んだ発言や質問をする。私生活や私的活動への参加や協力を強要する。

これらのことはすべてパワー・ハラスメントに含まれる。

3. モラル・ハラスメント

言葉や態度、身振りや文書などによって、他人の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、サークルや競技を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、雰囲気悪くさせること。

4. アルコール・ハラスメント

飲酒の強要、イッキ飲みの強要、飲めない人への配慮を欠くこと、意図的な酔いつぶし

(ハラスメント規定別紙)

文責：日本学生フライヤー連盟

を指す。酔ったうえでの迷惑な発言・行動も含まれ、大声や奇声を発することや辺り構わぬ嘔吐や排泄、器物損壊やその他のハラスメントも含まれる。また女性が酌をして回る行為では一種のセクシュアル・ハラスメントともなりえるとされる。

5. スモーク・ハラスメント

喫煙者が非喫煙者に与える害やタバコにまつわる不法行為全般を指す。

ハラスメント対応のガイドライン

2016年4月22日作成

相談があった

- とにかく相手の話を聞く。聞くだけで相談者の安心に寄与することもある。
- 相手の要望をしっかりとらえ、被害者の言動を批判しない。
- 絶対に当事者間で話し合いをさせない
- プライバシーについて最大限配慮する。
- 書面などの記録に残す

◆相談者から詳しく話を聞く

(注意)

- ハラスメントが続いている場合は別室で、など配慮する。
- プライバシーには最大限配慮する
- 加害者からの報復などを考え、出来る限りの保護をする

(質問例)

- いつ、どこで起こりましたか。
- どのような行為をされましたか。
- あなたと相談者とはどのような関係ですか。

【以下は相談者から了解を得て行う】

相談者の名前を出すのは極力避け、必要な際は改めて了解をとること

◆相手から詳しく話を聞く

(注意)

- 加害者扱いしない
- 話に十分耳を傾ける。興奮、酩酊している場合は落ち着いてから改めて話を聞く。
- 報復の禁止、また申し立ての対象となる言動を続けることも事実上の報復となることを伝える

(質問例)

- こうした相談・苦情が寄せられていますが、事実関係を教えてください。
- これは、苦情の内容についての事実確認ですから、ありのままを話してください。
- あなたのプライバシーを守り、秘密は厳守します。
- 相談・苦情の対象となっている行為はありましたか。実際には、どのような行為でしたか。
- いつ、どこで起こりましたか。

なぜ、そうした行為を行ったのですか。

そのとき相手の対応はどうでしたか。

あなたと相談者とはどのような関係ですか。

あなたの主張について、誰か協力者はいますか(目撃者など)。

◆目撃者がいれば話を聞く

(注意)問題を漏洩させることが相談者を傷つけうることを十分理解させたうえで質問する

(質問例)

いつ、どこで起こりましたか。

どのような行為を目撃しましたか。

対応の流れ、参考

社長のための労働相談マニュアル

http://www.mykomon.biz/harassment/sekuhara/sekuhara_taio.html